

横浜市南スポーツセンター、横浜市大岡地区センター及び  
横浜市大岡地域ケアプラザの管理に関する協定書

横浜市南スポーツセンター（以下南SC）、横浜市大岡地区センター（以下地区C）及び横浜市大岡地域ケアプラザ（以下ケアプラザ）は、協議のうえ、各施設の管理について、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

1 協定の対象となる施設は、次のとおりとする。

(1) 所在地

横浜市南区大岡一丁目14番1号

(2) 敷地総面積

8,207.39㎡

(3) 建物構造

鉄筋コンクリート造

(4) 規模

延床総面積6,753.43㎡

(内訳)

施設名	床面積 (㎡)	内訳 (㎡)	
		専有部分面積	共有部分面積
南SC	3,948.625	3,522.724	425.901
地区C	2,045.877	1,825.208	220.669
ケアプラザ	758.926	677.068	81.858

(施設管理)

2 施設の管理区分及び経費負担については、別表2のとおりとする。

ただし、共有部分の施設整備にかかる日常管理については、両施設の協力のもと、実施するものとする。

なお、出入口の鍵の開閉については、双方で鍵を管理し、どちらか早く出勤した者が鍵の解除を行い、どちらか遅く帰宅する者が戸締まりを行うこととする。(各施設、最後に帰宅する者は専有部分及び所管する共有部分の戸締まりを確認し、一方の施設に先に帰宅する旨を伝えて帰ること。)

(事務局施設)

3 各項目について、別表3に掲げる施設を事務局施設とする。

事務局施設は、各項目に関して、次の業務を行うものとする。

- (1) 電気、ガス及び水道については、各施設負担分の料金を取りまとめ、全施設分の料金の一括しての支払い
- (2) 保守点検の各項目については、委託業者との契約、各施設負担分の経費の取りまとめ、全施設分の経費の一括しての支払い
- (3) 修繕業務については、契約、各施設負担分の経費の取りまとめ、全施設分の経費の一括しての支払い

(経費負担割合)

4 各項目に関する各施設の経費負担は、各項目毎に全施設分の必要経費に各施設の別表3に掲げる経費負担割合を掛け合わせた金額とする。

(請求方法・支払い方法)

5 事務局施設から各施設への負担経費の請求方法及び各施設から事務局施設への負担経費の支払方法は別表4のとおりとする。なお、請求・支払に関する事務は各施設長に委任できるものとする。

(有効期間)

6 この協定の有効期間は、その調印の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の90日前までに当事者から具体案を附して改訂の通告をしない限りこの協定は、自動的に1年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

7 この協定に定めのない事項については、3者でその都度協議して定めるものとする。

平成14年4月1日

財団法人 横浜市スポーツ振興事業団

理事長

南区区民利用施設協会

会

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

理事長

別表1 建物の財産区分

	施設名	室名
専用部分	南SC	第1・2・3体育室、トレーニング室、更衣・シャワー室、研修室、事務室
	地区C	大・中・小会議室、音楽室、料理室、レクホール、ブレイルーム、工芸室、和室、図書コーナー、娯楽コーナー、事務室
	ケアプラザ	ボランティアコーナー、多目的ホール、調理室、給食室、デイルーム、相談室、浴室、事務室
共有部分	各施設	エレベーター、ロビー、エントランス、玄関、風除室、機械室、中央監視室、消火ポンプ室、発電機室、電気室、駐車場、駐輪場

別表2 管理区分

項目	管理主体	内容
日常管理		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
共有部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめて行う
敷地管理	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめて行う
光熱水費	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめて行う 内容は別表3のとおり
保守点検委託業務		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で委託し、経費負担を行う
共有部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめて行う 内容は別表3のとおり
統括防火管理者		ほかに各施設毎に防火管理者を置く
修繕業務		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
共有部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめて行う 内容は別表3のとおり

別表3 光熱水費、保守点検委託及び修繕業務に関する事務局施設・経費負担割合等

項目		事務局 施設	経費負担割合			内容
			南SC	地区C	ｸﾞﾗﾌﾞ	
光熱水費	電気	南SC	5.5	3.4	1.1	
	ガス	南SC	1.7	6.7	1.6	
	水道	南SC	4.8	3.9	1.3	
保守点検委託	総合管理	南SC	5.8	3.0	1.2	設備管理 定期清掃 窓ガラス清掃 貯水槽清掃 空気環境測定 等 常駐 月1回 年4回 年1回 年6回
	樹木管理	南SC	5.8	3.0	1.2	除草・剪定・刈り込み 随時
	警備	南SC	5.8	3.0	1.2	機械警備・巡回警備 毎日
	電気工作物保守	南SC	5.8	3.0	1.2	自家用電気工作物 隔月
	エレベーター保守	南SC	5.8	3.0	1.2	エレベーター設備 月1回
	自動ドア保守	南SC	5.8	3.0	1.2	玄関自動ドア 年3回
	消防設備点検	南SC	5.8	3.0	1.2	外観・機能点検 外観・機能・総合点検 年1回 年1回
	冷温水機保守	南SC	5.8	3.0	1.2	冷暖房切り替え点検 冷暖房中間点検 年2回 年2回
受変電清掃	南SC	5.8	3.0	1.2	受変電設備 年1回	
修繕	共用部分における修繕	南SC	5.8	3.0	1.2	機械室・電機室等 随時

別表4 光熱水費、保守点検委託及び修繕業務に関する請求方法・支払方法

項目		請求方法	支払方法
光熱水費	電気	3カ月ごとに事務局施設から各施設あて請求	事務局施設から請求を受けた翌月の末までに、事務局施設の指定の口座に振込み
	ガス	3カ月ごとに事務局施設から各施設あて請求	
	水道	3カ月ごとに事務局施設から各施設あて請求	
保守点検委託	総合委託	3カ月ごとに事務局施設から各施設あて請求	
	樹木管理	年1回事務局施設から各施設あて請求	
	警備	3カ月ごとに事務局施設から各施設あて請求	
	電気工作物保守	年1回事務局施設から各施設あて請求	
	エレベーター保守	年1回事務局施設から各施設あて請求	
	自動ドア保守	年1回事務局施設から各施設あて請求	
	消防設備点検	年1回事務局施設から各施設あて請求	
	冷温水機保守	年2回事務局施設から各施設あて請求	
	受変電清掃	年1回事務局施設から各施設あて請求	
修繕	共用部分における修繕	修繕終了後随時事務局施設から各施設あて請求	

横浜市南スポーツセンター、横浜市大岡地区センター及び横浜市大岡地域ケアプラザの  
管理に関する協定書の一部を改訂する協定書

横浜市南スポーツセンターを管理する公益財団法人横浜市体育協会（以下「南SC」という。）と、横浜市大岡地区センターを管理する特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会（以下「地区C」という。）と、横浜市大岡地域ケアプラザを管理する社会福祉法人社会事業協議会（以下「ケアプラザ」という。）は、平成14年4月1日に締結した「横浜市南スポーツセンター、横浜市大岡地区センター及び横浜市大岡地域ケアプラザの管理に関する協定書」（以下、「協定」という。）7の規定に基づき、協定の一部を改訂する協定を締結する。

第1条 協定4別表3のうち光熱水費の水道の経費負担割合について、次のとおり改める。

	南SC	地区C	ケアプラザ
水道	38	15	47

第2条 本協定は平成24年度から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ、甲乙丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年3月31日

甲

乙

丙